

重要事項説明

【日常生活・くらし危機。病気だけではない。暮らしが止まる、その前に守る。】

この重要事項説明は、ファミリー共済の内容について、特にご確認いただきたい事項を「Ⅰ. 加入契約概要」として、また、お申込みに際して特にご注意いただきたい事項を「Ⅱ. 注意喚起情報」として、簡単にわかりやすく説明したものです。「登録・加入申込書」のご記入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご理解のうえ、お申込みください(ファミリー共済とは、ガーディアンの共済を言います)。

Ⅰ. 加入契約の概要

1. 共済の仕組み

『ガーディアンのファミリー共済』は、責任開始日以後の保障期間中に、被共済者の方に生じた、疾病・不慮の事故(別表1)に起因する入院・手術・通院・在宅療養・生活危機・障害や介護の重度化・災害・厄渦等に対し、**安心安全を確保する為の初期費用として「医療・療養、生活支援、危機認定共済金」を給付する**ものです。

2. 共済金等の給付事由(共済の給付に該当する場合)

被共済者が、責任開始日以後の保障期間中に、下記表の給付事由に該当する状況となった場合に、まずは**相談支援**、次に**共済金給付**、そして**伴走支援**いたします。

種類(第1-3類)	給付額
■長期入院支援給付(注1)	(1日あたり)5,000円
■手術支援給付(注2)	(1回につき)3,000円+別表2
■通院治療支援給付(別表6)	(1日あたり)1,000円
■在宅療養支援給付(別表6)	(1日あたり)1,000円
■障害区分重度化支援給付	(1回限り)30,000円
■要介護度重度化支援給付	(1回限り)30,000円
■医療機器再建支援給付	(1機種1回限り)別表3
■主保護者危機支援給付(別表6)	(1回限り)100,000円
■主介護者危機支援給付(別表6)	(1回限り)100,000円
■権利擁護開始応援給付(別表6)	(1回限り)50,000円
■新生活応援給付(別表6)	(1回限り)50,000円
■就学継続応援給付(別表6)	(1回限り)30,000円
■社会参加応援給付(別表6)	(1回限り)30,000円
■兄弟姉妹児応援給付(別表6)	(1回限り)30,000円
■生活再建支援給付(別表6)	(1回限り)100,000円
■福祉用具再建支援給付	(1機種1回限り)別表3
■心理・精神危機支援認定給付	(認定1回につき)別表4
■養育・生活基盤危機支援認定給付	(認定1回につき)別表5
■教育継続確保支援認定給付(別表6)	(1回限り)30,000円
■安全確保保護支援認定給付(別表6)	(1回限り)100,000円

※詳細は「ご加入のしおり(共済規約・約款・別表1～7)」でご確認下さい。
※認定給付は別表の基準に基づき共済会が審査・認定した場合に限りです。

※入院・手術・通院・診断する場合は、日本国内の病院・診療所に限ります。

美容上の処置、人間ドック等、病気・ケガの利用目的以外の場合には、適用されません。

注1. 責任開始日以後に生じた、疾病・事故(責任開始日前の病気・ケガ・持病と因果関係のないものに限る。以下同じ)の治療のための、保障期間中の入院に適用されます(再入院を含む)。

※ガンおよびメンタルケアを含む既往症の場合は、入院・治療の結果、完治または寛解したと医師が認めた日から、1年以上経過後で10%給付、3年以上経過後で50%給付、5年以上経過後で100%給付となります。

注2. 責任開始日以後に生じた病気・ケガの治療のための、保障期間中の手術に適用され、手術の種類により給付額が設定されています(対象外手術あり)。

上記表中の入院・病院、診療所の定義

入院とは、日本国内の医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、日本国内にある病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することになります。

病院または診療所とは、医療法で定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所、または前述と同等と本共済会が認めた日本国内にある医療施設をいいます(以下同様)。

被共済者が、責任開始日以後の保障期間中に、下記の表の支払事由に該当する場合には、共済金の給付を実施いたします。

種類	給付事由	給付額
普通死亡	責任開始日以後に発生した、疾病・不慮の事故を直接の原因として、保障期間中に死亡したとき。	10万円(注1)
災害死亡	責任開始日以後に発生した、災害など不慮の事故を直接の原因として、保障期間中に死亡したとき。ただし、事故の日から180日以内に生じた死亡を対象とします。	25万円
後遺障害(別表7)	責任開始日以後に発生した、不慮の事故によって、保障期間中に所定の後遺障害の状態になったとき。ただし、事故の日から180日以内に生じた後遺障害を対象とします。	障害の程度に応じて5-50万円

※詳細は「ご加入のしおり(共済規約・約款・別表1～7)」でご確認ください。

※必要に応じて安心・安全・幸福な日常生活に係る「相談支援等」を案内します。

3. 主な免責事由(共済金をお支払いできない場合)

この「ガーディアンのファミリー共済(ガーディアン・ファミリー)」では、次の場合などには、共済金を給付できません。詳細その他、共済金を給付できない場合については「ご加入のしおり(共済規約・約款)」等でご確認ください。

- 共済加入前に生じている病気やケガ、既往症を原因とする場合。(注1)
- 日本国外での不慮の事故の場合。
- 同時に2種類以上の手術を受けた場合には、給付倍率の高い、いずれか1種類の手術についての共済金を給付し、他の手術についての給付はできません。
- 2つ以上の疾病により入院した場合には、入院開始の直接の原因となった疾病に対する入院共済の給付となり、他の疾病についての給付はできません。
- 疾病・災害に係る入院で共済金を給付している間に、新たに同様の給付事由が生じた場合は、新たな事由での共済金給付はできません(逆の場合も同様)。

4. 保障期間

- このファミリー共済の保障期間は1年間となり、ご加入者から別段の意思表示がない限り、期間満了日の翌日を更新日として自動的に更新されます。更新後の保障期間と更新前の保障期間とは連続した保障期間とみなします。

例)	7/15	7/27	8/1	8/27
	加入 申込	振替が あった (初回 会費の 審査・ 承諾)	加入 締結日 (責任 開始日)	金に 充た ※9 月分 の掛 (自動 振替)

- 責任開始日は、初回会費の掛金入金が確認できた月の、翌月1日からとなります。
- 加入は、満5歳以上から満79歳以下であれば可能ですが、保障期間(更新)は、満100歳の誕生日の属する月の末日で終了となります。

5. 加入資格

- ガーディアン・ファミリーとして入会された、N30 Umbilical Cordの会員。
- 障がいのある方や、生活機能で支援を必要とする方とその家族など。

6. 会費の払込方法

- 会費の払込方法は、初回は登録締結日(入会審査は月末期間)までとなり、2回目の会費(掛金)からは、ご指定の金融機関より自動振替となります。

7. 配当金および解約払戻金

- このファミリー共済には、配当金、及び解約時の払戻金はありません。
- 解約のお申し出があった場合、受付けた日の属する月の末日をもって、加入(契約保障)は終了となります。
- 解約時、お申し出の時期により、解約月以降の会費が指定口座から振替られてしまう場合があります。この場合、当該の会費はお返し致します。

8. 制度の変更(会費/掛金、共済金給付条件、給付額)

- 会費(掛金)は、加入日、又は更新日の、会員の満年齢に基づいて計算します。会費、共済金の給付条件、又は給付額は、事故率などに基づいて定期的に見直され、当共済の特性により必要に応じて変更される場合があります。
- 上記の変更は、すでに加入している会員に対しても、変更後の定めが適用される場合があります。この場合、普通郵便等により会員へ通知いたします。

II. 注意喚起情報

1. 加入申込みの撤回（クーリングオフ）について

- 加入の申し込み後であっても、申込みの撤回（クーリングオフ）が出来ます。
- 登録料の払込日から起算して20日以内であれば、申込みを撤回する事ができます。
- クーリングオフされる場合は、上記の期間内（20日以内の消印有効）に、**当会宛に必ず、郵便にてご通知**ください。

郵便はがき 261-8501 〒千葉市美浜区中瀬1-3 幕張テクノガーデンCB棟3階 トータルケア プログラム事務局内 生活危機調査機関 クライシス ライン 行	・下記の通り、 加入申込を撤回します。 申込住所 氏名 印 電話 自宅 () 勤務先 () 加入申込日 共済番号
---	---

- 取扱者では、クーリングオフのお申し出を受け付けることは出来ません。**必ず郵送**にて、お申し出ください。
- クーリングオフされた場合には、既に払い込みいただいている掛金の全額をお返し致します。
- 当会および取扱者のいずれにおいても、クーリングオフによる損害賠償、又は違約金を請求することはありません。

2. 告知について

- 会員は、当共済会が加入申込書において質問した事項(告知事項)に対し、事実を正確にご回答いただく義務があります。故意、又は重大な過失によって、事実を告知されなかった、また事実と異なる告知をされた場合には、共済金を給付できないことがあります。
- 健康状態については告知のみで、医師等による診査は不要です。
- 簡易告知(無診査)ですが、加入申込書の告知事項に該当する場合は、「告知補足書」に、病歴などを記入し、申込書とともにご提出下さい。
- 依存症など、お申し出いただいた内容によっては、ご加入いただけない場合があります。

3. 通知義務について

- ご加入後、ファミリー共済への登録内容、加入申込書等に記載した事項に変更が生じた場合には、速やかに当会に通知して下さい。共済金の給付、加入の更新、掛金の振替等において支障をきたし、共済金が給付できないことや、加入契約が効力を失ってしまう場合があります。

4. 責任開始日（保障が開始される日）について

- 毎月の15日が、加入申込の締切日となります。
- 当会が加入を承諾し、初回掛金の入金を確認できた月の、翌月1日から加入日となります。また、その日（加入締結日）が責任開始日となり、その日から1年間が共済期間となります。なお、責任開始日より前に生じた不慮の事故、又は病気に起因する、又は因果関係のある死亡、後遺障害、手術、通院につきましては、共済金の給付対象とはなりません。

5. 会費の払込と加入契約の効力について

- 会費（掛金）は月払いとなりますが、初回からご指定の金融機関口座より、27日に自動振替されます。
- 2回目以降は、毎月27日に、会員の指定する金融機関の口座から、自動振替によりお支払いいただけます。
- 毎月27日に自動振替となる会費は、翌月1日から末日までの保障に対するものであり、翌月末日が払込期月です。したがって、万一、振替が出来なかった場合にも、翌月2ヶ月分の掛金を自動振替させていただくことで、保障は有効にて継続となります。
- 2ヶ月連続で会費の振替ができなかった場合には、翌月27日までに、3ヶ月分の会費を再度自動振替させていただくことで、保障は有効にて継続と致します。
- 毎月の会費は、払込期月の翌月末日までの払込猶予期間があります。猶予期間をすぎて掛金の払込がなかった場合、加入契約は効力を失います。
- 一度失効した加入契約は、復活の取扱いは原則出来ません。

6. 会費の変更について

- 会費（掛金）は、加入日、又は更新日の、会員の満年齢により計算されます。
- 会費は、共済金の付与事由に該当する事故の割合が、著しく増加する場合などで、健全かつ継続的な運営上、特に必要と認める場合には、変更することがあります。
- この変更は、すでに加入している会員にも、適用される場合があります。

7. 共済金を給付できない主な場合について

次のような場合には、共済金を給付できないことがあります。

- 責任開始日以前に発生した事由
 - 本規約に定める給付要件を満たさない場合
 - 本規約に定める免責事由に該当する場合
 - 必要な資料の提出や確認・調査に協力いただけない場合
 - 虚偽の申告、故意による真実の隠蔽その他、不正な請求と認められる場合
- その他の詳細は、共済規約・約款をご確認ください。

8. セーフティーネットについて

このファミリー共済は、障害福祉等における相互扶助の理念に基づき運営する任意共済制度であり、保険業法上に定める保険会社又は少額短期保険会社ではありません。そのため、金融庁その他監督官庁による保険業法上の監督を受けるものではなく、保険契約者保護機構その他の公的な保護制度の対象ではありません。当会では、共済制度の持続的かつ安定的な運営を最優先とし、制度強化に当たっては数理的な検証を踏まえた給付設計を行うとともに、将来の給付に備えて責任準備金を計画的に積み立てるなど、健全な財務運営に努めています。ただし、予測を著しく上回る給付請求の集中、大規模災害その他の想定外の事由により共済制度の維持が困難となった場合には、共済契約の更新停止、給付内容の見直しその他制度の継続に必要な措置を講じることがあります。

<個人情報取り扱いに関して>

個人情報保護方針（プライバシーポリシー）

個人情報とは、本人の同意がある場合、法令に基づく場合又は本共済の運営に必要な範囲で業務を委託する場合を除き、第三者に提供しません。

なお、相談支援等において取得した個人情報についても、本人への支援及び本共済会の運営に必要な範囲で適切に取り扱い、その目的を超えて利用又は第三者に提供することはありません。

1. 利用目的

本共済は、加入、契約管理、共済金の請求・審査・給付、相談支援、不正請求防止その他本共済の運営に必要な範囲で、個人情報を利用します。

2. 収集・保有する情報

氏名、住所、生年月日、連絡先、健康・医療・障害等に関する情報その他、加入・契約管理、共済金の請求・審査・給付、相談支援及び本共済の運営に必要な情報を、必要な範囲で収集・保有します。

3. 情報の収集方法

本人からの申込書、請求書、相談、面談等による取得を基本とし、共済金の審査及び相談支援に必要な場合は、本人の同意を得た上で、医療機関、行政機関、関係機関等から必要な情報を取得することがあります。

4. 第三者への提供・業務委託

個人情報は、本人の同意がある場合、法令に基づく場合又は本共済の運営に必要な範囲で業務を委託する場合を除き、第三者に提供しません。業務委託を行う場合は、必要な範囲に限定し、適切に管理します。

5. 個人情報の管理

本共済は、個人情報の漏えい、滅失、毀損、不正利用等を防止するため、適切な安全管理措置を講じます。また、相談支援等で取得した情報についても、利用目的及び必要な範囲を適切に管理します。

6. 個人情報の開示・訂正等

本人から自己の個人情報について、開示、訂正、追加、削除、利用停止等の請求があった場合は、法令に基づき、適切に対応します。

<共済についてのお問い合わせ>

■共済運営団体:NGOシェイクハンド
共済会:
(トータルケアプログラム事務局)
TEL:0120-307-741
月曜～金曜(10:00～17:00)
〒261-8501
千葉市美浜区中瀬1-3
幕張テクノガーデンCB棟3階

■共済取扱者:NGOアンビカルコード

認定機関:
(生活危機調査機関クライシス)
障がい児者支援相談機関:
(千葉相談支援事業所Guardian)
TEL:043-312-5961
月曜～金曜(10:00～19:00)
千葉市若葉区千城台東1-4-6
坂月ビル201

本共済は、「損害を補償する保険」ではなく、相互扶助の理念に基づく「定額給付制度のファミリー共済（会員制コミュニティ共済）」です。
注）「困った時に孤立しない為の会員制度」であり、給付事由に該当した場合であっても実際に要した費用全額を補償するものではありません。